

★ クーリングオフ ★

クーリングオフは特定商取引に関する法律（以下「特商法」）第9条が定める消費者保護を目的とした法制度です。

特商法は事業者の違法・悪質な勧誘行為などを防止し、消費者の利益を守ることを目的としています。対象の取引を行なう際は消費者がクーリングオフを利用できることを契約書面などで告知する必要があります。告知は「クーリングオフの期間」や「クーリングオフの方法」などです。消費者から申込みの撤回などがあった場合は、申込みの撤回に伴う損害賠償や違約金の支払を請求することができません。

この取引には訪問販売・通信販売などの物品販売だけではなく、特定継続的役務提供も含まれます。

特定継続的役務提供とは長期・継続的な役務提供と高額な対価の支払いを約束する取引で、エステティックサロン、語学教室、結婚相手紹介サービスなど7つの役務です。このうち定められた期間や金額を超える取引がクーリングオフの対象となります。

本会会員が運営する接骨院・鍼灸院・整体院・リラクゼーションサロンなどの回数券は原則対象外です。とはいえ、『美容をアピールポイントとしている店舗』は注意が必要です。

特定継続的役務としてのエステティックは、「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し、体型を整え、または体重を減ずるための施術」で、医療行為を除くものと定義されています。

「人の皮膚を清潔にし若しくは美化し」には増毛、植毛などは該当しませんが、脱毛は該当します。

また、単にリラクスのために音楽を聴かせるとか、お香を焚くとかについては施術には当たりません。

「施術」については「アロマオイルの塗布など、医師などの資格を有しない者でも行える行為であり、人体に対する影響が限定的であるもの」とあるだけです。どのようなアプローチが対象なのかは定義されていません。

痩身をアピールポイントとする施術で、脂肪の排出を促すことを目的とするアプローチでも、本来は体調を整えることが目的で二次的に体重の減少が期待できるものであっても区別されません。これにより、いわゆるエステティックを本業としない店舗でも、痩身をアピールポイントするとエステティックと解釈され、特商法の対象取引と指摘される場合があります。店舗で商品のアピールポイントを決める際は、決めた結果生じる影響の有無を確認することが大切です。

2025年2月に、あはき・柔整広告ガイドラインが公表されました。これは国家資格者が運営する店舗が対象ですが、ガイドラインの末尾に「無資格者の行為に関する広告について」が明記され、民間手技施術家に対しても自主的な取り組みが求められるようになりました。店舗の広告やHPについて一度確認してみたいかがでしょうか。

2X POINT

特定商取引ガイド <https://www.no-trouble.caa.go.jp/law/r4.html>

特定商取引に関する法律・解説（令和5年6月1日時点版）

JHA NEWS

☆本会ではさまざまな施術事故の症状に対して状況に合わせたアドバイスを行っております☆

・施術トラブル/クレーム対応無料電話相談・JHANEWSの発行・会員保障制度など

ご希望の方には病氣やケガで働けないときの支えとして所得補償保険を提供しています（別途保険料が必要）

JHA
Home Page



すべての治療家、施術家に

安心・安全を提供します

入会金無料

【ご不明な点・詳細は、お気軽にお問い合わせください】

JHA NEWS
Back Number



一般社団法人 日本治療協会

Japan Healing Association

URL: <http://www.jha-shugi.jp>

E-mail: info@jha-shugi.jp

© JHANEWSのバックナンバーはホームページでご覧いただけます ©

TEL: 03 (6281) 8188

FAX: 03 (6281) 8187

TEL 受付: 10:00 ~ 18:00 (平日)

FAX 受付: 24時間年中無休

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町 4-4-11 日本橋 SS ビル 2F